

事業名	施設管理運営費	財務コード (事業)	015203
-----	---------	---------------	--------

細事業名	「森の教室」等管理委託費
------	--------------

担当部課室	森林環境 部 森林環境総務 課 企画 担当 (内線)	6074
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H6 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に 児童、生徒および県民	その対象をどのような状態にして 森林・林業に関する理解を深めている	結果、何に結びつけるのか 森林をはじめとする自然を大切に した生活習慣
	山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーンにおける管理委託 同研究所の整備構想時に掲げられた基本理念のひとつである「広く一般県民が森林・林業の役割を理解し、体験できる施設」を具現化するために、所内に設置された普及啓発ゾーンの維持管理および業務の運営委託。 ①「森の教室」(森林総合研究所内の学習施設)の管理・運営(展示室・図書コーナー・工作室等) □森の教室の開催 ・木工/クラフト教室(年14回)・・・ラック作成・つる筆作成など ・科学講座体験学習/自然観察会(年間9回)・・・枝打ち、炭焼き体験、植物・山菜教室など □展示室運営 ・写真展・特別展示(年間8展示)・・・昆虫標本展、野生きのこ写真展 ②普及啓発ゾーンの事務所などの施設や緑地帯の管理 ③委託先:財団法人山梨県林業公社 ④年間利用者数:16,890人(H23実績数。開館以来通算利用者数:339,468人。平年ベース18,859人/年)		
事業の内容 ※主に 23年度			
根拠法令等	山梨県行政組織規則 山梨県森林総合研究所管理運営内規		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 「森の教室」の 開催回数	23回	23回	23回	25回	25回	活動指標 目標設定の考え方 過去の実績を参考とした。 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0 %			
成果指標 「森の教室」への 参加人数	861	1,040	725	1,060	1,060	成果指標 目標設定の考え方 体験型の教室であり、参加すること により理解を深めることとなるため、 募集定員数を目標値とする。 データの出典等 過去の実績
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		69.7 %			
決算額、予算額	14,929	14,887		14,847	14,812	成果指標によらない成果 「森の教室」の参加者に対する既往の 聞き取りでは、9割以上が行事に対する 満足感を持っており、森林・林業に関す る理解を深めた知的満足を示すコメント を得ている。
(千円) うち一財額	14,929	14,887		14,847	14,812	
所要時間(直接分)	82 時間	82 時間		82 時間	82 時間	
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間	
所要時間計	82 時間	82 時間		82 時間	82 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	166	166		166	166	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
c	b	<p>「森の教室」については、おおむね計画通りの開催を行えた点で活動量を確保できたものの、成果指標である「森の教室」への参加人数は725人、達成率は69.7%となった。森の教室を含む普及啓発ゾーンでは、年間利用者数が対前年度比で9割未満に低下しており、これは、東日本大震災の影響と推測される外出を控える傾向や、県外からの利用者の減少がみられたことによると思われる、こうした状況を加味すると、参加者数の伸び悩みは、やむを得ないものと考えられる。</p> <p>一方で、「森の教室」の参加者に対する既往の聞き取りでは、9割以上が「楽しかった」といった行事に対する満足感を持っており、「森の必要性を知ることができた」「炭窯を作ろうと決めた」「県産のキノコで家を建てたいと思った」などのコメントを得ており、本事業は、森林・林業の役割を理解する機会を提供するとともに、意識醸成の契機として機能していると判断する。</p>

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	<p>本県は全国有数の森林県であり、本県の貴重な財産である森林は、標高・気候といった立地条件や過去の社会生活との関わりの違いにより多様な環境を呈している。県では、各機関が実施する森林・林業に関する体験活動などを「やまなし森の教室」として体系的に整理し、立地条件により異なる多様な森林環境や施設の独自性を活かした各種事業の情報提供を県HPなどにより実施している。</p> <p>今後、森林総合研究所では、開催する教室の一部において、計画参加者数(募集人数)と参加者実績数に乖離がみられるものがあるため、開催時期・教室の内容・募集時のPRについて、参加者からの意見聞き取りを行うなどして、需要の再把握と開催方法の再検討の両側面から見直しを行うとともに、関連事業の実施機関との連携を強化し、改善を図ることとする。</p>	j, m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	<p>部内関連事業を実施する各施設間や峡南地域における各種施設間において、企画段階から連携し、各施設の特徴を活かした事業の展開や、実施段階での協働を図る。また、主催事業定員外の日常の利用者に対して森林・林業の役割を普及するメニューを検討するとともに、学校等への個別訪問を始めとした「森の教室」事業のPR強化により利用者の増加を図ることとする。</p> <p>なお、出張講座については、従来より研究所職員の講師派遣により実施してきたが、各教育機関でのニーズの再把握に努めながら、対象人員が増すように積極的に実施していく。</p> <p>また、委託料については、経費削減等について検討する。</p>	j, m

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	<p>部内関連事業を実施する他施設の類似事業を精査し、森の教室の特徴を活かした企画事業とする。</p> <p>「森の教室」等管理委託費については、再度事業全体の精査を行う。特に指摘のあった委託料については、浄化槽維持管理委託などの全ての委託に対し、複数の業者価格を比較検討するなど、経費節減を図ることとする。</p> <p>また、利用者の拡大を図るため、各施設間での協働での事業実施や事業のPR強化に向けて、行事パンフレットなどの広報資料については、増刷することとする。</p>

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 森林環境総務課

細事業名: 「森の教室」等管理委託費

調書番号: 13

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H23	H24	H25	縮減等 B-A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
			所要 時間 (h)	所要 時間 (h) A	所要 時間 (h) B			
1 委託契約事務	委託契約書作成	4月	3	3	3	0	なし	契約に係る実務であり適正な時間で処理しているため
	契約	4月	3	3	3	0		
	事業計画書受付	4月	1	1	1	0		
	精算	四半期毎	4	4	4	0		
	実績報告書受付	翌4月	1	1	1	0	なし	展示室の運営に関する技術的支援であり、不可欠 木工教室の運営に関する技術的支援であり、不可欠
	展示設営補助	展示換時	10	10	10	0		
	木工教材加工	準備時	60	60	60	0	なし	
						0		
(小計)			82	82	82	0		
2						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			82	82	82	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

山梨県森林総合研究所「森の教室」の施策上の位置づけについて

平成 24 年 9 月
森林環境総務課
企 画 担 当

1 山梨県森林総合研究所について

昭和 10 年、富士吉田市に林業試験場（全国で 3 番目）が設置され、その後の移転・改組を経て、昭和 59 年に林業試験場、林産事務所、林業研修所、林木育種場を統合し林業技術センターに改称された。

平成元年度に、県民の森林に対する多様なニーズに応え、魅力ある林業と山村の活性化を図るなど新時代の本県の森林・林業に対応するため、「山梨県林業技術センター整備構想」（以下、「整備構想」）が策定され、これに基づいて、現在の山梨県森林総合研究所が整備され、平成 6 年 4 月に開所した。

2 「整備構想」に示された基本理念

- 森林・林業、木材利用に関する総合的な試験研究、技術開発及び普及指導の機能を有するセンターとする。
- 県内林業、木材産業をはじめとする地域社会のニーズに対応した、実践的、且つ、実証的研究を優先する。
- 実用化に向けて民間企業との共同研究を促進するとともに、県民が行う自主研究のために実験施設を開放するなど、開かれた研究機関を目指す。
- 森林・林業に関する情報を一般県民、民間企業へ提供することができる情報センターとしての機能を有するセンターとする。
- 広く一般県民が森林・林業の役割を理解し、体験できる施設を整備する。

3 森林総合研究所の位置づけ

山梨県行政組織規則（昭和四十三年三月三十日、山梨県規則第十二号）より抜粋。

（設置及び内部組織）

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

山梨県森林総合研究所

別表第五(第十六条関係)

出先機関	分掌事項
森林総合研究所	一 森林及び林業に係る各種試験研究に関すること。 二 森林の施業技術及び山地の防災技術に関すること。 三 木材の利用開発に関すること。 四 林業の情報管理に関すること。 五 林業者及び林業指導者の研修に関すること。 六 林木育種事業に関すること。 七 林業技術の普及及び林業経営の指導に関すること。 八 緑化樹の養成に関すること。

4 森の教室

「整備構想」では、現状と課題の分析において、「次代を担う青少年をはじめとする一般県民が、緑とのふれあいや体験学習を通じて、森林の重要性、木材の良さに対する理解を深めるなど、森林・林業の啓発普及を図る機能の強化が求められている」としている。

このため、今後推進すべき重点課題として、研修普及機能に関するものとして「一般県民に森林の働きや林業の重要性を理解してもらうための体験学習施設や自然環境豊かな展示林等の充実を図る」こととした。

森林総合研究所では試験研究機関の一部として、普及・啓発ゾーンを設け、「森の教室」等の開催により、広く一般県民が森林・林業の役割を理解し、体験できる機会の提供を行い、一般県民の森林に対する知識の高揚と研究成果等の普及啓発に務めている。

5 森林・林業に関する普及・啓発の県政上の位置づけ

「やまなし森林・林業再生ビジョン」 平成24年3月策定

『第3章 基本目標と目指すべき方向 第2節 施策の基本方針 抜粋

社会全体で支える新たな森林づくりを推進するため、森林づくり活動などに取り組みボランティアや企業・団体などの育成・確保に努め、その活動を支援するとともに、次代を担う子どもたちや県民に対する森林環境教育を推進します。

第4章 具体的な施策の展開 第3節 山村・人づくり 抜粋

森林の役割や大切さについて県民の理解を深めるため、児童・生徒や県民を対

象とした環境科学研究所、森林総合研究所、森林科学館などで開催する森林環境教育を推進（後略）。

第5章 ビジョンの実現に向けて 1. 役割 (6) 県 抜粋

県民に対して森林・林業・木材産業等に対する理解を深めていただくための取り組みや県民参加の森づくり活動等を通じて、社会全体で森林を支えるという県民意識の醸成に努めます。』

山梨県行政組織規則（昭和四十三年三月三十日、山梨県規則第十二号）

【森林総合研究所関係条文抜粋】

山梨県行政組織規則を次のように定める。

山梨県行政組織規則

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 本庁

第一節 内部組織及び事務分掌(第七条—第十一条)

第二節 職及び職務(第十二条—第十五条の二)

第三章 出先機関

第一節 設置、内部組織及び事務分掌(第十六条—第十六条の五)

第二節 職及び職務(第十七条—第二十三条の二)

第四章 労働委員会事務局(第二十四条—第二十六条)

第五章 雑則(第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、知事、会計管理者及び労働委員会の権限に属する事務を処理するために必要な機関の組織等について定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もつて行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(機関の分類)

第二条 前条の組織を構成する機関を分けて、本庁、出先機関及び労働委員会事務局とする。

(本庁)

第三条 本庁とは、山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)に基づき設置された部及び局(以下「部等」という。)並びに部等の下に置く課及び室並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条の規定による出納局及び出納局の下に置く課をいう。

(出先機関)

第四条 出先機関とは、法及びその他の法令の規定による機関(法第三十八条の四第三項

に規定する附属機関を除く。)をいう。

(設置及び内部組織)

第十六条 各部等の事務を所掌させるため、次に掲げる出先機関を置く。

山梨県森林総合研究所

- 2 前項の出先機関の位置は、別表第三のとおりとする。
- 3 次に掲げる条例により設置された出先機関及び第一項の出先機関(以下「出先機関」という。)に別表第三に掲げる局、部、課又は科を置く。
- 4 出先機関に別表第四に掲げる支所等を置き、支所等に課を置く。
- 5 前項の支所等の名称、課、位置及び所管区域は、別表第四のとおりとする。
- 6 出先機関の分掌事項は、別表第五のとおりとする。

別表第五(第十六条関係)

出先機関	分掌事項
森林総合研究所	一 森林及び林業に係る各種試験研究に関すること。 二 森林の施業技術及び山地の防災技術に関すること。 三 木材の利用開発に関すること。 四 林業の情報管理に関すること。 五 林業者及び林業指導者の研修に関すること。 六 林木育種事業に関すること。 七 林業技術の普及及び林業経営の指導に関すること。 八 緑化樹の養成に関すること。

山梨県森林総合研究所管理運営内規

山梨県森林総合研究所の管理運営については、山梨県公有財産事務取扱規則、山梨県出先機関庁舎等管理規程、山梨県行政財産使用料条例並びに山梨県事務決裁規則の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

第1条（施設の解散）

山梨県森林総合研究所は、地方自治法244条に規定する公の施設ではなく、行政機関として設置したものであるが、県民に開かれた研究機関をめざして整備された経緯から、業務に支障のない限り施設を解放する。

第2条（解放対象施設等）

解放の対象となる施設・設備等は次のとおりとする。

- 1 研究用施設及び設備
- 2 研修用施設及び設備
- 3 普及啓発施設（森の教室、芝生広場及び西原展示園を含む）

第3条（解放対象者）

- 1 研究用施設及び設備——特定の個人を原則とする。
- 2 研修用施設及び設備——特定の個人又は団体を原則とする。
- 3 普及啓発施設——不特定の個人又は団体。

第4条（使用許可手続）

- 1 不特定の個人の使用については、書面による申請を省略することができる。
- 2 研究用施設等及び研修用施設等の使用については、不測の事態が生じても対処手続に困らない程度に身分が特定できれば、保証人を省略することができる。
- 3 普及啓発施設の使用については保証人を省略することができる。

第5条（地域住民の扱い）

- 1 県の行政機関が、立地する地域住民との良好な関係により、一層その行政効果を増大させている実態を考慮し、芝生広場は当該地域住民の福祉の向上並びに県と地元の良好な関係づくりに寄与すると認められる場合には地域で主催する行事等の使用を許可することができる。

- 2 当該地域の行事等の使用は17時以降を原則とする。
- 3 地域住民以外からの申請については、当該行事が地域住民の福祉の増進に直接つながるものでなければならない。

第6条（大研修室の扱い）

公民館の普及、各種福祉施設の普及、公立学校の解放化等の進展状況を考慮すると、大研修室を地域住民に解放する必要性は認められないため、大研修室は目的外使用に解放しない。

但し、森林総合研究所長が止むを得ないと認める場合はこの限りでない。

第7条（使用の制限）

- 1 受験訓練手段として又は技能の研鑽向上を目的とする場合を除き、私的に施設等を使用する場合には、その使用を許可しない。
- 2 施設内で公序良俗に反する行為がされた場合、又はされると予想される場合にはその使用許可を取り消し、又は許可を与えない。
- 3 政治活動と判断される行為がされた場合、又はされると予想される場合にはその使用許可を取り消し、又は許可を与えない。
- 4 近隣に騒音による障害を与えた場合、又は与えると予想される場合にはその使用許可を取り消し、又は許可を与えない。
- 5 近隣に火災の危険を与えた場合、又は与えると予想される場合にはその使用許可を取り消し、又は許可を与えない。
- 6 施設等に著しい損害を与えた場合、又は与えると予想される場合にはその使用許可を取り消し、又は許可を与えない。
- 7 故意、又は重大な過失により施設等に著しい損害を与えた者には償いを求める。
- 8 その他、使用制限の判断にあたっては、山梨県庁舎管理規則の規定並びに「山梨県庁舎管理規則の施行について（通達）」（S41.5.26 管第5—26）に準ずるものとする。

第8条（解放時間）

- 1 解放時間は職員の勤務時間内を原則とする。
- 2 時間外の解放は最長22時までとする。
- 3 芝生広場を時間外に解放する場合の解放管理は機器による無人管理を原則とする。
- 4 その他の施設を時間外に解放する場合は職員管理を原則とする。
- 5 管理を委託する場合で、委託者責任による利用時間延長を制限するものではないが、この場合であっても解放時間の最長は22時までとする。

第9条（不断の注意）

- 1 解放には常に管理瑕疵が付随するため職員は危険箇所の把握に努め、整備の必要があると認められる場合には所長に報告しなければならない。
- 2 建物への侵入防護は施錠による完全防護とするが、駐車場並びに芝生広場の防護は地元との関係に考慮して鎖による一時障害とし、施錠を要しない。
- 3 境界管理に留意し、紛争の発生を極力避けるよう努める。

第10条（広報施設の整備）

解放にあたっては使用者の自己責任意識を喚起するため、所要の事項を明記して表示する。

第11条（管理運営要領）

- 1 森林総合研究所長は管理の詳細について上記解放対象施設の区分ごとに管理運営要領を作成し、管理の万全を期するものとする。
- 2 管理運営要領を作成及び改廃する場合は、林務部長に報告するものとする。

第12条（管理の委託）

- 1 森の教室及び芝生広場は一体として管理運営することとし、第三者に委託させることができる。
- 2 委託後の管理運営に関する権限は委託契約の範囲内で委託先の長に属す。但し、団体使用の場合には森林総合研究所長の許可を受けなければならない。

山梨県森林総合研究所 概要図

